（招集の決定事項）

**第四十二条**　法第四十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　法第四十五条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にロからニまで及びヘに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

［イ～ヘ　略］

ト　総会参考書類に記載すべき事項のうち、法第四十八条の十二第三項の規定による定款の定めに基づき同条第二項の規定により交付する書面（第四十八条の四において「電子提供措置事項記載書面」という。）に記載しないものとする事項

四　法第四十五条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイからハまでに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ　法第四十五条第四項の承諾をした会員の請求があつた時に当該会員に対して法第四十六条第一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。ハ及び第四十五条において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第四十六条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ　［略］

ハ　電子提供措置（法第四十八条の九に規定する電子提供措置をいう。以下同じ。）をとる旨の定款の定めがある場合において、法第四十五条第四項の承諾をした会員の請求があつた時に議決権行使書面に記載すべき事項（当該会員に係る事項に限る。第四十五条第三項において同じ。）に係る情報について電子提供措置をとることとするときは、その旨

［五・六　略］

（議決権行使書面）

**第四十五条**　［略］

2　［略］

3　第四十二条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合には、金庫は、法第四十五条第四項の承諾をした会員の請求があつた時に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該会員に対して、法第四十八条の十第二項の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。

4・5　［略］

（電子提供措置）

**第四十八条の二**　法第四十八条の九に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

（電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項）

**第四十八条の三**　法第四十八条の十一第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合で

（招集の決定事項）

**第四十二条**　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［号の細分を加える。］

四　法第四十五条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ　法第四十五条第四項の承諾をした会員の請求があつた時に当該会員に対して法第四十六条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ　［同上］

［号の細分を加える。］

［五・六　同上］

（議決権行使書面）

**第四十五条**　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

3・4　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］